

○希少疾病用医療機器の指定について

(平成17年10月14日)

(薬食機発第1014001号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知)
薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医療機器が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

指定番号	医療機器の名称	予定される使用目的、効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(17機)第11号	血球細胞除去用浄化器	難治性網膜ぶどう膜炎を有するベーチェット病患者の眼発作抑制	株式会社JIMRO